

高齢運転者等専用駐車区間制度



平成22年8月1日、JR鳥取駅北口に「専用駐車区間」を追加設置しました。

制度の概要

道路上の**高齢運転者等専用駐車区間**の場所において、高齢運転者等が**自ら運転し、標章を掲出した普通乗用車**(軽四を含む。)の**みが駐車できる制度です。**

高齢運転者等とは・・・？

- 1 年齢70歳以上の方
- 2 障がい者マーク・聴覚障がい者マークの対象の方
- 3 妊婦と産後8週間の方

この制度の対象となります。

駐車するために

- 1 高齢運転者等が**管轄警察署に申請し、標章(右図参照)の交付を受けることが必要です。**(この時、使用する普通乗用車を明らかにして申請します。)
- 2 高齢運転者等は、**交付を受けた標章を普通乗用車の前面の見やすい箇所に掲示することにより、適法に駐車することができます。**



(専用場所駐車標章)

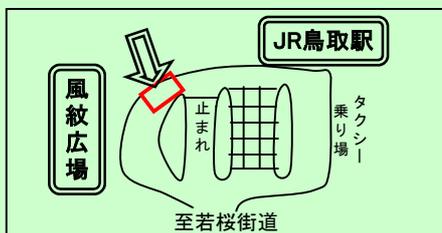
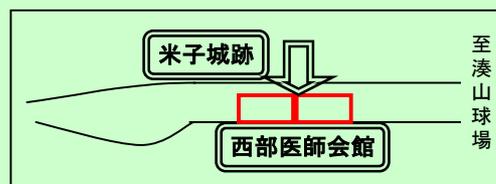
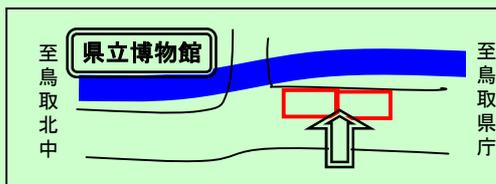
駐車できる場所

「駐車可(標章車専用)」(右図参照)の標識が設置されている場所

- ・ 鳥取市東町二丁目地内(鳥取県立博物館付近)(2台分)
- ・ 米子市久米町地内(鳥取県西部医師会館付近)(2台分)
- ・ 鳥取市東品治地内(JR鳥取駅北口付近)(1台分)[平成22年8月1日新設]



標章車専用



* 県外の駐車区間につきましては、各都道府県の警察本部(交通規制課)におたずねください。

申請に必要なもの

- 1 自動車運転免許証
- 2 自動車検査証(写しでもかまいません。)
- 3 妊娠中または出産後8週間以内の方は妊娠の事実または出産の日を証明できる書類(母子健康手帳・戸籍謄本等)

お問い合わせ先 鳥取県警察本部交通部交通規制課(0857-23-0110)
又は、各警察署交通(第一)課にお問い合わせください。